

陳述書

令和5年5月24日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

1 はじめに

私は、平成15年4月、経済産業省に入省し、数回の異動を経て、平成29年6月から令和元年6月までの間、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課の[]として、安全保障貿易検査官室を含む同課を統括していました（なお、私は、それ以降、数回の異動を経て、令和4年7月からは貿易経済協力局[]の[]を務めております。）。

安全保障貿易管理課の主な業務は、安全保障貿易管理制度に係る法令整備や解釈等であり、今回の噴霧乾燥器の件にかかる警視庁との連絡窓口を、同課にて担当しておりました。

私は、安全保障貿易管理課の[]を務めていた際、警視庁公安部の職員から、大川原化工機株式会社製の噴霧乾燥器RL-5型の規制対象品該当性等について、資料を示されるなどしながら聴取を受けたことがありました。その内容は、令和元年6月14日付けの警察官作成の供述調書となっています（丙4）。このほか、私は、警視庁公安部の職員から、国際輸出管理レジームやオーストラリア・グループに関する聴取を受け、その内容は、同日付けの警察官作成の供述調書となっています（丙A104）。

2 本件要件への解釈について

(1) 噴霧乾燥器の輸出規制の法文等

外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第48条第1項は、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受け

なければならない。」と規定し、武器や軍事転用可能な貨物が、国際社会の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等を実施することとしています。

外為法第48条第1項の委任を受けた輸出貿易管理令第1条第1項は、外為法「第四十八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。」と規定し、同別表第一・三の二(二)において、外為法第48条第1項に基づく輸出規制の対象となる貨物として「次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの」、「5の2 噴霧乾燥器」と規定し、その対象となる仕向地として「全地域」と規定しています。

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」といいます。）第2条の2第2項第5号の2は、規制対象となる噴霧乾燥器の要件について、以下のイからハマまでの全ての要件を満たす必要がある旨規定しています。

- イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
- ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの
- ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの（以下、この要件を「本件要件ハ」といいます。）

(2) 本件要件ハの解釈について

本件訴訟では、本件要件ハの解釈について、①「殺菌」に「乾燥殺菌」が含まれるか、②「殺菌」の対象は、貨物等省令第2条の2第1項第2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りるか、③規制要件として、曝露防止のための構造を備えていることが必要か、という点が問題となっているとお聞きしました。

ア 上記①の点について

本件要件ハは、「殺菌をすることができるもの」と規定するのみであ

り、その文言上、「殺菌」の具体的方法は何ら規定しておらず、方法は何ら限定されていません。

この点、外為法第48条第1項等の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理を行うことで、国際社会の平和及び安全を維持することにあることからすれば、方法を問わず、危険性の高い細菌等の微生物を「殺菌」することができれば、当該噴霧乾燥器が生物兵器等の開発、製造等に使用されるおそれがあると考えられ、輸出管理の必要性が高いといえます。

通達「輸出貿易管理令の運用について」（以下「本件通達」といいます。）も、「滅菌又は殺菌することができるもの」とは、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」との解釈を示しています。

この中で、本件通達の「例えば、蒸気の使用」との記載はあくまで例示であり、本件要件ハの「殺菌」には、あらゆる方法が含まれており、「乾燥殺菌」あるいは「乾熱殺菌」、すなわち、加熱乾燥空気を用いた殺菌方法も含まれると解されます。

イ 上記②の点について

本件要件ハは、「殺菌をすることができるもの」と規定するのみであり、その文言上、「殺菌」の対象を全ての種類の細菌等の微生物とすべきことまでは要求していません。

また、上記アで述べた外為法第48条第1項の趣旨等を踏まえれば、貨物等省令第2条の2第1項第2号に規定された細菌を含め、同項に規定された危険性の高い細菌等の微生物のうち一種類でも殺菌をすることができれば、当該噴霧乾燥器が生物兵器等の開発、製造等に使用されるおそれがあると考えられ、輸出管理の必要性が高いといえます。

したがって、本件要件ハの「殺菌」の対象は、貨物等省令第2条の2第1項第2号に規定された細菌を含め、同項に規定された細菌等の微生物のうち一種類でも足りると解されます。

ウ 上記③の点について

本件要件ハは、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」と規定するのみであり、当該噴霧乾燥器が曝露防止構造を有するか否かについては何ら規定されていません。

したがって、曝露防止のための構造を備えていることは、規制要件には当たらないと解されます。

エ その他

上記(1)で述べた輸出貿易管理令や貨物等省令の各規定は、平成25年10月15日に施行された当初から改正されておらず、本件通達の噴霧乾燥器に関する規定も平成25年10月15日から現在に至るまで改正されていません。

したがって、仮に、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点で上記①ないし③の解釈について問われた場合、上記アないしウと同様の回答を示すことになったと思います。

以上